

平成26年12月18日

各 位

会社名 クミアイ化学工業株式会社
代表者 取締役社長 石原英助
(コード番号 4996 東証第1部)
問合せ先 専務取締役総務部長 大竹 丈夫
(TEL. 03-3822-5036)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年1月29日開催予定の第66回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営体制の一層の充実を図るため、現行定款第25条（役付取締役）に取締役相談役及び取締役顧問を追加するものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の規定に基づき、定款第30条（社外取締役との間の責任限定契約）及び第38条（社外監査役との間の責任限定契約）を新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。
なお、第30条（社外取締役との間の責任限定契約）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成27年1月29日
定款変更の効力発生予定日	平成27年1月29日

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会の決議をもって取締役社長1名を置く。業務の都合により、取締役会の決議をもって、取締役会長1名、ならびに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役それぞれ若干名を置くことができる。</p> <p>第26条～第29条(省略)</p> <p><新設></p> <p>第30条～第36条(省略)</p> <p><新設></p> <p>第37条～第38条(省略)</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会の決議をもって取締役社長1名を置く。業務の都合により、取締役会の決議をもって、取締役会長1名、ならびに取締役副社長、専務取締役、<u>常務取締役、取締役相談役及び取締役顧問</u>それぞれ若干名を置くことができる。</p> <p>第26条～第29条(現行通り)</p> <p>(社外取締役との間の責任限定契約)</p> <p>第30条 <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第31条～第37条(現行通り)</p> <p>(社外監査役との間の責任限定契約)</p> <p>第38条 <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第39条～第40条(現行通り)</p>